

会議結果報告書

会議名称	第5回札幌市子どもの権利条例検討会議
日時・会場	平成19年11月19日(月) 18:30~20:50 S T V北2条ビル6階1~3号会議室
出席委員	10人出席(2人欠席)
次回開催	平成19年11月26日(月) 18:30~ S T V北2条ビル6階1~3号会議室

議題	概要等
1. 開会	<p>事務局から資料の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例案の検討についての資料は、第2回検討会議と同様のものを配付している。また、救済制度の検討についての資料は、「子どもの権利侵害の現状」と「条例制定の必要性」についてまとめた資料を配布している。
2. 条例案についての検討	<p>第29条「保護者への支援」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第29条2項の「事業所に勤務する保護者への支援」について、「子どもを持つ保護者に対する支援」を具体的に示すために、「職場環境や労働条件を整備するよう配慮に努める」などに修正すべきという提案が出された。 ・修正案に対し、労働条件の整備は重要であるが、各事業者に対し、この条例の中でどこまで具体的に配慮させるかについて、盛り込むことは難しいのではないか、という意見が出された。 ・また、この条文の趣旨は、各事業者が労働環境の整備を行うための配慮をするという努力規定が主眼であることが確認された。 <p>第7条「子どもの権利の保障の検証」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利委員会の運営について、調査権限が強制力を持つのであれば、「権利委員会の調査に当たり、協力を求められた機関等は、理由なく協力を拒否してはいけない」旨の規定を盛り込むべきという提案が出された。 ・修正案に対し、条例全体のバランスから考慮すると、修正の趣旨は条例の中では定めず、下位法の規則等で定めることが適切ではないかという意見が出された。 ・また、権利委員会と救済制度の機能との関係についても議論がなされ、権利委員会が札幌市全体の子どもの権利保障の状況を調査、審議するもの、救済制度が個別の救済に対応することが原則で必要に応じて制度的な提言が出されるものという、それぞれの位置付けが確認された。 <p>条例案に対する検討のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会議の答申は、前回の条例案を踏まえ、基本的な考え方とか方向性について、修正あるいは付加する必要があるものに対して、見解をまとめることになると考えられる。これまでの議論で、根本的なところとして、答申の中心になりうる場所は、条例の名称、大人の義務・責任、子どもの権利行使の制限、そして、意見表明権の規定の4点が挙げられるのではないか。 ・その他の意見についても、それぞれ意見、疑問が出され、議論されているので、行政で条文を策定する際には、議論経過も当然念頭に置いて作業

	<p>していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、条例の名称は、「権利条例である」という前提に立つ必要がある。その上で、「育成」、「成長」という文言を加える必要があるという意見に対し、「育成」や「成長」という言葉は、「権利」の概念と並び立たないのではないかと、他に並列的な概念は存在しないのではないかとということであった。 ・したがって、並び立つ言葉があれば、それについて議論することになるが、答申をまとめるまでの間に、もう少し考えておいていただきたい。 ・次に、例えば、前文で大人の「義務」という文言や一文を追加するなど、大人の義務・責任を強調すべきということであった。この趣旨としては、具体的に何かの義務を特定しているわけではなく、「責任」をより強調したいということである。 ・条例といっても法律と同じ強制力を持つので、慎重に考えなければならないが、子どもの権利を保障するうえでの大人の役割は、非常に大きなものがある。 ・子どもが権利の主体であるという、この条例の趣旨に沿った形で、前文なり条文に、よりわかりやすく生かすことができるかどうか、今後、考えていきたい。 ・次に、子どもの権利行使の制限について、「他人の権利を尊重しなければなりません」だけでは、個対全体について読み取れないため、「相手の心を思いやる、人を傷つけない」、「他人に迷惑をかけない」といった全体に対する制限規定を盛り込むべきではないかと、という修正意見であった。 ・この意見に対し、「他人の権利を尊重する」規定が最大限の制限規定であり、公共に基づく制限を加えることは、かえって権利の保障に弊害が生ずるおそれがあるとの意見などが出された。 ・権利の濫用という問題は、現場では大きな問題でもあるので、言葉上の制約はあるが、これらの意見を踏まえたうえで、何か工夫の余地があるのか検討する必要がある。 ・最後に、意見表明権の規定について、子どもが意見を表明することで、逆に不利益を受けてしまうことがないように、修正すべきという案に対し、「表現の自由なども、この趣旨は言えることなので、他のバランスを考えると、修正しなくても良いのではないかと」、「2項にある『年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること』の、『ふさわしい配慮』という規定に、この趣旨は含まれないか。」という意見、「意見表明権は子どもの権利の中でも特に大切な権利であり、盛り込むことは意義がある。」という意見などが出された。 ・これらの4点について、今一度、これまでの意見を踏まえて、全体を見渡した上で、座長案を作成し、検討していくことになった。なお、限られた条文の中で表現するのが難しいのであれば、場合によっては解説書などで補うことなども含めて、考えていく必要があることが確認された。
<p>3．救済制度についての検討</p>	<p>「子どもの権利侵害の現状」「救済制度の必要性」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉田先生の講義、検討会議での意見交換を踏まえ、以下の点が座長案として挙げられた。

【子どもの権利侵害の状況について】

・「いじめ」について、札幌市教育委員会が昨年12月に「いじめに関する意識調査」を行っているが、その結果、小学校1年生から高校3年生の全体で「今、いじめられていると思う」と回答した子どもは、10.3%であった。また、児童虐待として、札幌市児童相談所が平成18年度に取り扱った件数は310件、通報件数は398件と、それぞれ過去最高であった。

・本年7月から8月にかけて行った「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」から、例えば、「大人からいやな思いをされたとき」に、「我慢した、逃げた」と答えた子どもが、それぞれ55.1%、15.8%であった。

【子どもの権利侵害の特徴について】

・加害者の側、被害者の側とも、権利侵害をしている、あるいはされているということを意識しにくい。また、子どもの表現能力の問題から、被害が表面化しにくい。

・親と子ども、先生と子どもという依存関係から生じる権利侵害は、被害を訴えにくい。また、自分が訴えることで、家庭、学校など全体の利益が損なわれることから我慢するという、利益の対立関係の問題がある。

【既存の相談機関等の現状と課題について】

・一般的には、既存の相談窓口では、子どもからの相談が少ない、相談後のフォローが十分ではない、子どもの立場に立ち切っていないなどの課題がある。

・札幌市にも、官民を含めて多くの相談機関等があり、それぞれ役割を果たしているが、一方では、その目的や役割には限界もある。例えば、一定程度の権限を背景にした相談機能にはなっていない。

・人権問題に関して最終的な判断は裁判所が行うが、救済までには時間、費用、手間がかかり、迅速、柔軟な対応に欠ける可能性がある。

【救済制度の必要性について】

・アンケート調査の結果等を踏まえると、誰にも相談できず、一人で悩んでいる子どもたちがいることがうかがえる。これらの子どもたちの声を早期に受け止め、相談から実際の救済までを行う、子どもの立場になった専門の機関が必要である。

【救済制度の位置付けと性格について】

・子どもの特性に配慮すると、単に今の権利侵害の状況を解決するだけでなく、子どもが自らの力で、次のステップを踏めるよう支援する必要がある。

・子どもの権利侵害は、民間人同士の場合もあれば、行政機関等が当事者になることも考えられたため、行政から独立した立場が尊重された、第三者性を有した機関を検討する必要がある。

・既存の相談機関等では見られない機能として、調査、調整、勧告、意見表明（制度改善）等、一定程度の権限を背景にした機能を有することが効果的である。

・子どもの問題は、ひとつの部署だけでは対応が困難である。行政内部の横との連携、既存の相談機関等との連携という点を考慮する必要がある。

・新たな救済制度は、条例設置が不可欠ではないか。条例により規定することで、勧告や意見表明等の一定の権限を法的に持たせることができるとともに、制度の安定化を図ることができる。

「子どもの権利侵害の現状」「救済制度の必要性」に関する意見

	<ul style="list-style-type: none"> ・現状認識のうち、子どもの権利侵害の特徴について、家庭や施設等で生活しているという密室性、閉鎖性を考慮する必要があること、既存の相談機関等の現状と課題について、相談機関へのアクセスのしやすさが重要な要因であるという意見が出された。 ・救済制度が機能するためには、実際に解決が困難であるケースがどのくらいあるのかといったことを把握する必要があるのではないか。 ・救済制度の位置付けと性格について、対決型、告発型ではない救済制度という視点を盛り込むべきではないか、また、行政内部の横との連携だけではなく、例えば、地域との連携という視点も盛り込むべきではないか。 ・子どもの権利侵害の現状として、例示がいじめ、虐待に特化された印象を受ける。これらの緊急を要するテーマだけではなく、もう少し子どもを取り巻く幅広い視点での記載が必要ではないか。 ・救済制度の必要性に関して、「ひとりで悩んでいる子どもたちを救済する必要がある」という記載があるが、実際にはひとりで悩んでいるケースだけではなく、親、学校など周囲の様々な状況がかかわるという現状があるということも考慮した方が良いのではないか。 ・子どもが置かれている環境が深刻であるという視点が前面に出ているが、このような視点だけではなく、日本の子ども、札幌の子どもが現実に幸せな環境にあるということも触れておく必要があるのではないか。 ・既存の相談機関等の現状と課題について、課題ばかりが多く記載されているが、既存の機関の連携が機能している面の現状分析も行い、それをさらに機能させていくという視点も必要ではないか。
4 . 閉会	<p>次回の検討会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6回検討会議の日程について確認。 日時：平成19年11月26日（月）18時30分～ 場所：S T V北2条ビル6階A、B会議室